

自賠責保険の異動・解約等に関する特別措置（新型コロナウイルス感染症対策）のご案内

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自賠責保険の異動・解約等の手続きを猶予する特別措置を実施します。

1. 特別措置の内容

異動、解約または契約内容の訂正の手続きを下表のとおり猶予します。

(1) 実施期間	2020年4月23日から2020年9月30日まで
(2) 対象契約	すべての自賠責保険契約
(3) 対象となる手続き	異動、解約、契約内容の訂正
(4) 異動日	<p><車両入替> 手続きを猶予し後日手続きを行う場合、「確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日」または「契約者の申告に基づく代替車取得等の日」のいずれか遅い方の日に遡って手続きを行います。ただし、(1)の適用開始日を遡及の限度とします。</p> <p><車両入替以外> 手続きを猶予し後日手続きを行う場合、異動事実が発生した日に遡って手続きを行います。 ※従来の取り扱いと変更ありません。</p>
(5) 解約日	手続きを猶予し後日手続きを行う場合、「確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日」に遡って手続きを行います。ただし、(1)の適用開始日を遡及の限度とします。

2. ご注意いただきたいこと

- ・ 手続きを行われるまでは、異動前、契約内容訂正前の自賠責証明書を車両に備え付けてください。
- ・ 車両入替の手続き前に、入替後のお車で事故があった場合も、実施期間内に手続きいただければ、保険金をお支払いします。
- ・ 保険料の払込が必要な手続きの場合、手続き時に払込をお願いします。
- ・ 2020年9月30日まで猶予が可能ではありますが、本来、自賠責証明書、保険標章につきましては、法令上、異動や訂正を反映させた自賠責証明書、保険標章の備え付けが必要ですので、外出自粛要請が緩和される等、状況が落ち着きましたら、早めの手続きをお願いします。特別措置終了後のお手続きはいたしかねますので、お手続きをお忘れになりませんようお願いします。